



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*12 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) ..... 1
- \*13 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課) ..... 1
- \*14 和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) ..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第12号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第7条第4号」を「第7条第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第13号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成21年和歌山県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

附則中「、第2条の規定は平成23年4月1日から」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県規則第14号

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立わかやま館管理規則（平成9年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第8条」に改める。

第2条第2項中「条例第4条に規定する指定管理者（わかやま館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）」を「知事」に改め、同項第4号中「指定管理者」を「知事又はわかやま館の管理を委託された者（以下「管理者」という。）」に改める。

第10条中「指定管理者」を「管理者」に改め、同条を第17条とする。

第8条及び第9条を削る。

第7条第1項中「第13条」を「第6条」に、「指定管理者」を「知事」に改め、同条第2項を削り、同条を第16条とする。

第6条を第15条とする。

第5条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「知事」に改め、同条第5号中「指定管理者」を「管理者」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号中「はり紙」を「貼り紙」に改め、同条を同条第5号とし、同条第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第14条とする。

(1) 会議室等において、収容人員は、それぞれの会議室等の定員を超えないこと。

第4条中「指定管理者又は」を削り、同条を第13条とする。

第3条中「指定管理者」を「管理者を経由して知事」に改め、同条を第12条とする。

第2条の次に次の9条を加える。

（会議室等の使用の承認）

第3条 会議室、展示ホール及びサロン（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、和歌山県立わかやま館会議室等使用申込書（別記第1号様式）正副2通を管理者を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用申込書は、会議室等を使用しようとする日（使用しようとする期間が引き続いて2日以上あるときは、その初日。以下この項及び第9条第2項において「使用日」という。）の3月前の日から使用日の前日までの期間内に提出しなければならない。ただし、知事が、相当の理由があり、かつ、わかやま館の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、前2項の規定に基づき会議室等を使用しようとする者から使用申込書の提出があったときは、当該使用申込書の副本に受付印（別記第2号様式）を押し、これを当該会議室等を使用しようとする者に交付するものとする。

4 前項の規定により交付を受けた使用申込書の副本は、会議室等を使用するときに管理者に提示しなければならない。

5 知事は、第1項の承認にわかやま館の管理及び運営上必要な条件を付することができる。

（会議室等の使用の承認の制限）

第4条 知事は、前条第1項の規定により会議室等の使用の承認の申請があった場合において、当該申請に係る使用をさせることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) わかやま館の設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、わかやま館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

（会議室等の使用の承認の取消し等）

第5条 知事は、前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は会議室等を使用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会議室等の使用の承認を取り消し、又はその使用を制限する

ことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により会議室等の使用の承認を受けたとき。
- (2) 承認された使用目的以外に会議室等を使用し、又は使用しようとしたとき。
- (3) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に会議室を使用させ、若しくは使用させようとしたとき。
- (4) 使用料を納付しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この規則又はこの規則の規定に基づく処分に違反したとき。

(会議室等の使用期間)

第6条 会議室等の使用期間は、引き続き10日を超えることができない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議室等の使用料の納付)

第7条 会議室等の使用料は、第3条第3項の規定により使用申込書の副本の交付を受けた時に納付するものとする。ただし、第11条の規定による会議室等の使用時間の延長の承認を受けて引き続き会議室等を使用する場合の当該延長した時間に係る会議室等の使用料は、当該使用の終了時までには納付するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項に規定する納期限を変更することができる。

(会議室等の使用の廃止)

第8条 第3条第3項の規定により使用申込書の副本の交付を受けた者が当該使用申込書に係る使用をやめようとするときは、和歌山県立わかやま館会議室等使用廃止届（別記第3号様式）を管理者を経由して知事に提出しなければならない。

(会議室等の使用料の還付)

第9条 既納の会議室等の使用料は、還付しない。ただし、会議室等を使用しないことについて知事がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付することができる会議室等の使用料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第3項の規定により使用申込書の副本の交付を受けた者の責めに帰することができない理由により会議室等を使用することができなくなった場合 使用料の全額
- (2) 前号に掲げる場合を除くほか、使用日の2日前までに前条の規定による使用廃止届の提出があった場合 使用料の7割に相当する額

(会議室等の使用料の還付申請)

第10条 前条第1項ただし書の規定により会議室等の使用料の還付を受けようとする者は、和歌山県立わかやま館会議室等使用料還付申請書（別記第4号様式）を管理者を経由して知事に提出しなければならない。

(会議室等の使用時間の延長)

第11条 会議室等を使用する者は、やむを得ない事情により使用申込書に記入した使用時間を超えて引き続き会議室等を使用する必要があるときは、和歌山県立わかやま館会議室等使用時間延長申込書（別記第5号様式）を管理者を経由して知事に提出しなければならない。

別記様式を削る。

附則の次に別記様式として次の5様式を加える。

別記第1号様式(第3条関係)

和歌山県立わかやま館会議室等使用申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

申込者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号)

代理人 住所

氏名

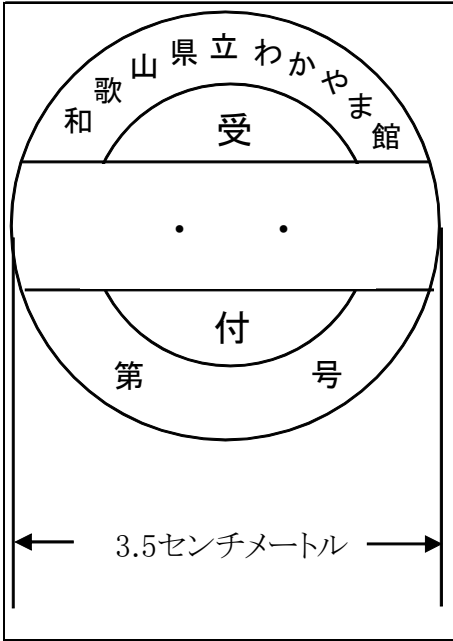
電話番号

次のとおり和歌山県立わかやま館の会議室等を使用したいので申し込みます。

使用目的 (行事名)			入場予定人員	
			1回につき 人	
使用日時	年 月 日 ( )	時 分	から	
	年 月 日 ( )	時 分	まで	
使用施設	第1会議室(301)	第7会議室(大会議室)	※ 使 用 料	円
	第2会議室(302)	第8会議室(小会議室)		
	第3会議室(303)	サロン		
	第4会議室(304)	1階展示ホール		
	第5会議室(305)	2階展示ホール		
	第6会議室(306)			
※ 備 考			※ 受付番号	
			※ 受付印欄	

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式(第3条関係)



別記第3号様式(第8条関係)

和歌山県立わかやま館会議室等使用廃止届

年 月 日

和歌山県知事 様

申込者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号)

代理人 住所

氏名

電話番号

年 月 日付けで使用の申込みをした和歌山県立わかやま館の会議室等の使用を次の理由によりやめたいので届け出ます。

使  
用  
廃  
止  
の  
理  
由

- 注 1 和歌山県立わかやま館会議室等使用申込書の副本を添付すること。  
 2 使用料の還付を受けようとする場合は、和歌山県立わかやま館会議室等使用料還付申請書を併せて提出すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第4号様式(第10条関係)

## 和歌山県立わかやま館会議室等使用料還付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申込者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号)

代理人 住所

氏名

電話番号

次のとおり和歌山県立わかやま館の会議室等の使用料の還付を受けたいので申請します。

還付申請理由	
使用料納入済額	
還付申請額	

- 注 1 使用料領収書の写しを添付すること。  
2 和歌山県立わかやま館会議室等使用廃止届を併せて提出すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第5号様式(第11条関係)

和歌山県立わかやま館会議室等使用時間延長申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

申込者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号)

代理人 住所

氏名

電話番号

次のとおり使用の申込みをした和歌山県立わかやま館の会議室等の使用を延長したいので  
申し込みます。

使用目的 (行事名)			
当初使用申込み をした使用日時	年 月 日 ( )	時 分から	
	年 月 日 ( )	時 分まで	
延長する 使用日時	年 月 日 ( )	時 分から	
	年 月 日 ( )	時 分まで	
使用施設			
※ 延長に係る 使用料			円
※ 備 考			※ 受付番号
			※ 受付印欄

- 注 1 和歌山県立わかやま館会議室等使用申込書の副本を添付すること。  
 2 ※印欄には、記入しないこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。